

第 4 回 憲法解釈論入門——立憲主義の基本原則 (続き)

5. 国民主権主義

- ・ 国家の政治のあり方を決定する権力と権威は国民にある。この国民主権主義は、個人主義の帰結であり、個人が幸福を追求するための手段である。
- ・ 主権 (sovereignty) には、国家の統治権、国家の最高独立性、国政の最高決定権という 3 つの意味があるが、国民主権というときの「主権」とは、国政の最高決定権という意味である。

6. 平和主義

- ・ 戦争あるいはその危険性のある状態を回避しなければ、個人が幸福を追求することはできない。
- ・ 9 条 1 項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のみを意味するのか、自衛戦争を含めたすべての戦争を含むのか、議論が分かれている。
- ・ 9 条 2 項にいう「前項の目的」とは、9 条 1 項全体の指導精神を指すのか、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄することを指すのか、議論が分かれている。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。
- ・ 自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利である。
- ・ 自衛権は、国際慣習法上、独立国家である以上は当然に有する権利である (国際連合憲章 51 条参照)。日本国憲法は自衛権を放棄したものではない (砂川事件最高裁判決 (最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁))。
- ・ 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を集団的自衛権といい、わが国が、国際法上、これを有していることは当然であるが、憲法上、これを行使することは許されないとするのが、従来の政府見解であった。

- ・ 日米安全保障条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと（5条）や、わが国の安全または極東における国際の平和と安全のため、米軍がわが国における施設・区域の使用を認めること（6条）などを規定する。
- ・ わが国に駐留する米軍は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に該当しない（砂川事件最高裁判決）。
- ・ 自衛隊の海外出動に関しては、戦闘・武力行使を任務としている国連軍（国際連合憲章43条）には参加できないが、国際平和協力法（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）に基づき国際平和維持活動には参加できる。
- ・ 国際平和協力法は、わが国の国際平和協力として、(1) 国連平和維持活動への協力、(2) 人道的な国際救援活動への協力、(3) 国際的な選挙監視活動への協力の3つを掲げるとともに、いわゆる参加5原則に従って活動を行うべきことを定めている。

#### 次回までに考えておこう

- ・ 好きな人と結婚するためには、どうすればよいか。
- ・ 結婚するためには、愛は必要か。金は必要か。
- ・ 妻子を持つ男が、より若くてきれいな不倫相手と結婚するために、妻に離婚を要求したが拒絶された。この不倫をした男が、不倫相手と再婚するために、妻を相手に裁判を起こして、妻と離婚することは認められるか。
- ・ 自分が親の子どもであることは、どのように証明できるのか。(1)母の場合と(2)父の場合とに分けて、検討せよ。
- ・ 子は親の命令に従わなければならないか。
- ・ 妻子を持つ男が、隣家の夫人に自分の全財産を遺贈するという内容の遺言を残して死亡した場合、残された妻子はどうすればよいか。